

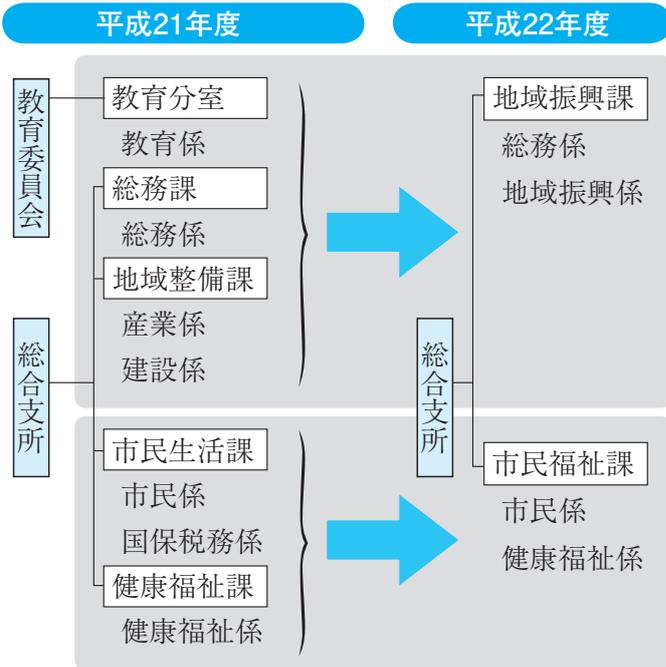
平成22年4月から

総合支所(4課と1分室)は 2課体制になります



～総合支所では、身近な市民サービスや地域と関わりの深い業務を行います～

組織図



※城崎総合支所「温泉課」は、現行どおりです。

総合支所は、平成22年度から現在の総務課、地域整備課、教育分室の業務を「地域振興課」に、市民生活課、健康福祉課の業務を「市民福祉課」に統合し、4課1分室を2課体制とします。組織は変わりますが、身近な市民サービスや地域と密接に関わりのある業務手続きはこれまでと同様に総合支所で行うことができます。

また、本庁には、内部処理業務や全域共通業務を集約し、その業務の一部(健診や予防接種、健康教室などの保健事業や、道路の新設・改良工事の設計・施行など)は、地域担当を配置し、本庁が市域全体を担当します。

《問合せ》政策調整部政策調整課 ☎21-9022

総合支所で引き続き 行う主な業務

地域振興課

●窓口業務

- 届出・申請の受付(就学、奨学金、就学援助、保育所の入退所、放課後児童クラブの入退所、体育施設の使用許可、公営住宅など)
- 相談、届出、申請、書類提出などの本庁各課への取次ぎ業務 など

●地域業務

- 地域防災、消防団、区長協議会、施設運営管理、有害鳥獣対策、除雪、市道の維持補修、災害復旧の地元調整、地域固有のまちづくり事業、人権・青少年団体の運営支援、地域子ども会の支援、体育指導委員の支援、伝統的建造物群保存地区に関する業務(出石)、放課後児童クラブや子育てセンターとの連携、児童虐待通報時の初動対応 など

市民福祉課

●窓口業務

- 戸籍、住民登録に関する届出(出生、死亡、婚姻、転入、転出、印鑑登録など)

- 証明書の発行(戸籍、住民票、印鑑、税務、埋火葬許可など)
- 届出・申請の受付(国保、年金、福祉医療、介護保険、障害者・高齢者・母子福祉サービスなど)
- 相談、届出、申請、書類提出などの本庁各課への取次ぎ業務
- 市税などの収納(市税、保険料、各種使用料、上下水道料金など) など

●地域業務

- 税の申告相談、騒音・悪臭などの公害の初期対応、生活保護・母子相談の事前聞き取り、家庭ごみ収集、防犯灯、資源ごみ集団回収、生ごみ処理器などの補助金、固定資産税の縦覧・閲覧、税務に係る台帳・図面の閲覧、民生委員児童委員・地域包括支援センターとの連携 など

本庁の地域担当が 行う主な業務

- 保健業務(地域に出向いて業務を実施)
- 道路の新設・改良工事の設計・施行 など

例1…福祉サービスなど

	H16	~H21	H22
窓口業務			総合支所
内部処	旧市町	総合支所	本庁
理業務		本庁	

これまでどおり、総合支所の窓口で手続きができます。

内部処理業務のみ本庁に移管

総合支所では身近な市民サービスを行います

総合支所の組織見直しに当

たり、身近な市民サービス地域に確保することを基本に調整しました。

例1の「福祉サービスなど」

例2…道路の維持管理、除雪など

	H16	~H21	H22
地域事情配慮業務	旧市町	総合支所	総合支所
全域共通業務			本庁地域担当
			本庁全域担当

これまでどおり、総合支所で対応します。

本庁に移し、地域担当者を配置

本庁に移す業務

では、内部処理業務を本庁に移し、窓口業務の①と②を総合支所で行います。

例2の「道路の維持管理、除雪など」では、全域共通業務を本庁に移し、①から④までの地域事情に配慮した業務を総合支所で行います。

Q&A
「総合支所はどんなもの？」

Q 総合支所の組織を縮小し職員数を減らすのはどうして？

A 本市は、合併によって、類似する市と比較すると職員数が多く、全体として職員を減らしていく必要があります。しかし、その中にも、より良い市民サービスを提供できる体制を維持するとともに、定住対策や地域経済の活性化などを全市的に強力に推進し進める体制の強化も不可欠です。

そのため、限られた人員の最適配置を図る観点から、本庁と総合支所の業務分担を全体的に見直し、それに合わせて、職員配置の見直しを行いました。

なお、総合支所は、組織を縮小し、職員数も減りますが、「身近な市民サービス」や「地域と関わりのある業務」は引き続き行うことができる職員体制は維持しています。

また、今後は、これまで以上に本庁職員が地域に伺い、さまざまな業務を行います。

※防災体制は、あらためて市広報紙でお知らせします。